

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
7月7日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) .....一
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課) .....二
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課) .....六
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課) .....六
- 公告  
土地改良区の役員届出(農村整備課) .....六
- 人委公告  
令和五年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施 .....七
- 令和五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施 .....一
- 令和五年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施 .....三
- 令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施 .....五
- 令和五年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施 .....八
- 選管告示  
不在者投票のできる老人ホームの指定 .....一〇
- 公安委公告  
契約の締結 .....二〇



### 山口県告示第百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年七月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 出光興産株式会社  
住 所 東京都千代田区大手町二丁目二番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 出光興産株式会社徳山事業所  
所在地 周南市新宮町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/時)	工事着手 予 定 日	工事完成 予 定 日	使用開始 予 定 日
三七一タ	九、五〇〇	令和五、 七、三二	令和五、 一、二二	令和六、 一、二〇
備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				
連 続 二 四 時 間 変 動 な し				

No. 12	No. 11	No. 10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排水口	排水状態の値	
													通常	最大
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	水素イオン濃度 (水素指数)	排水状態の値
〃	〃	〃	七・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・九	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九・六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	二・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・六	〃	〃	〃
〃	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	六	七	〃	〃	〃	五	六	〃	〃	五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	〃
〃	〃	一六	二〇	一六	〃	二五	〃	〃	〃	〃	一六	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃
〃	〃	〇・三	〇・五	〇・三	〇・四	〇・七	〃	〃	〃	〃	〇・三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五	一・六	〃	一・五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇・三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四・五	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〇・四・五	〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〇・四・五	〃	〃	〃
八二、七〇〇	二五七、一五〇	六五、二〇〇	一、二二〇	一五九、四一〇	〃	二四	七五、二〇〇	四〇二、四八九	一九、九九三	二二一、九〇〇	一五五、三七四	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	〃	〃
一三五、三〇〇	四一五、〇八二	一一五、七七六	一一、二五五	二九五、六二四	七、二〇〇	二四〇	七九、〇〇〇	四七二、六〇五	四〇、四五九	二五六、〇〇〇	一九六、九七〇	〃	〃	〃

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種別	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素		値				
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大			
三七ータ	一〇	二七	二	四	検出せず	検出せず	一六	四一	〇・〇・二	〇・〇・四	排水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	〃	〃
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 13  
排水口  
〃  
〃  
〃  
五  
三〇  
四〇  
〃  
〃  
〃  
〃  
〇・二  
一三〇  
一、五七三

山口県告示第二〇二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年七月七日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能力 (m <sup>3</sup> /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
二七―ヌ	二・七	令和五、 七、三一	令和五、 九、三〇	令和五、 一〇、一
三三―ハ (四基)	一五・五	〃	令和六、 七、三一	令和六、 一、一
〃	二・九	〃	〃	〃
三三―ハ (二基)	七・七	〃	〃	〃
三三―ハ	五・八	〃	〃	〃

三三―ハ (四基)	〇・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三―リ (二基)	三・二四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三―リ	二二・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〇・〇二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三七―タ	一一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二七―ヌ」、「三三―ハ」、「三三―リ」及び「三七―タ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機、静置分離機及び廃ガス洗浄施設並びに同表第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種別	汚水等の汚染状態の値		化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通常	最大		通常	最大			
〃	八	九	二	〃	〃	〃	〃	二
三七一タ	一	二	六八	〃	〃	〃	〃	二〇
〃	七	九	六二、五〇〇	〃	〃	〃	〃	〇・〇二
三三ーリ	一四	一四	検出せず	〃	〃	〃	〃	二二・八
三三ーリ (二基)	七	〃	四、六一〇・八	検出せず	検出せず	〃	〃	三・二
〃	〃	〃	三・九	〃	〃	〃	〃	〇・四
三三ー二 (四基)	七・五	〃	二・五	五〇	五〇	〇・一	〃	〇・五
三三ー八	〃	〃	九四五・三	〃	〃	七六	検出せず	二・二
三三ー八 (二基)	〃	〃	三、五八〇・二	〃	〃	〃	二・六八	二・五
〃	七	〃	八、三八六・八	三六	三六	〃	〃	二・一
三三ー八 (四基)	七・五	九	一一	五〇	五〇	検出せず	検出せず	一五・五
二七ーヌ	二	五	四	検出せず	検出せず	二	〇・二	二・七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

酸化分解処理槽	種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	令和五、七、三二	令和六、七、三二	令和六、一一、一
チタン製	チタン製	チタン製	二二・八	酸化	連続	二四時間	変動なし	令和五、七、三二	令和六、七、三二	令和六、一一、一

総合排水処理施設  
堰 囲 い 三、八四〇、〇〇〇 沈 殿 〃 〃 〃 (既 設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	最 大	最 小	
酸化分解処理槽	処理前	七	九	六	一五・六
	処理後	〃	〃	〃	
総合排水処理施設	処理前	八	〃	〃	二、九四九、三三〇
	処理後	〃	〃	〃	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通 常	最 大	二、九四九、五七〇
〃	九	〇・九	〇・一	
〃	二・五	通 常	最 大	一三三九、九六〇
〃	四・三	〇・二	〇・二	
〃	三	通 常	最 大	二、九四九、六四八
〃	五	一・三	二・二	

山口県告示第二百一十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。  
令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

加入区 住 居 所 氏 名

油谷町加入 長門市油谷伊上四一五六 村中 秀之  
 油谷町北西 〃 油谷蔵小田二七五六の二 長野 俊昭  
 部加入区 〃 油谷向津具下二〇二五 磯本 真司  
 通加入区 〃 〃 一七九一の二 大下 和久  
 〃 〃 通七七の二二 河野 敏春  
 〃 〃 〃 一一六の二 黒瀬紀史雄

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

油谷町加入 令和五年七月七日から同月二十一日まで 山口県漁業協同組合  
 油谷町北西部加入区  
 通加入区

山口県告示第二百二号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表鶴の鳥県営住宅の項中「A棟」の下に「及びB棟」を加え、同表東岐波県営住宅の項中「及び一・二号棟」を削り、同表生野屋県営住宅の項中

A棟からD棟まで及びF棟	〇・八〇
--------------	------

を

A棟	〇・八六
----	------

に改め、同表旗岡

B棟からD棟まで及びF棟	〇・八〇
--------------	------

県営住宅の項中「から六号棟」を「から七号棟」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「一  
号棟」の下に「及び二号棟」を加える。

山口県告示第二百三号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表鶴の鳥県営住宅の項を次のように改める。

中層耐火構造五階建	一五
-----------	----

鶴の鳥県営住宅

高層耐火構造六階建

二四

表東岐波県営住宅の項中「二二〇」を「二〇〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「一五〇」を「一八〇」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「一二六」を「一五一」に改める。



(二二八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区	名称	理事の別	氏名	住所
下関市菊川町土地改良区	林哲也	理事	林 哲也	下関市菊川町大字日新二三五
〃	廣重晴美	〃	廣重 晴美	菊川町大字上保木二四八
〃	安永敏雄	〃	安永 敏雄	菊川町大字下大野五〇五の六
〃	伊藤文雄	〃	伊藤 文雄	菊川町大字田部九二五の五
〃	藤島俊博	〃	藤島 俊博	菊川町大字下岡枝七三〇
〃	中原敏昭	〃	中原 敏昭	菊川町大字上岡枝五三一の一
〃	磯部紀昭	〃	磯部 紀昭	菊川町大字吉賀一七一五
〃	福田忠	〃	福田 忠	菊川町大字久野二二六
〃	吉村和	〃	吉村 和	菊川町大字貴飯一九二八
〃	中川辰夫	監事	中川 辰夫	菊川町大字上大野三〇九
〃	服部太一朗	〃	服部 太一朗	菊川町大字下岡枝一九二
〃	西本昭弘	〃	西本 昭弘	宇部市大字東岐波二五六の一三
〃	藤重正治	〃	藤重 正治	山口市阿知須八二四五
〃	山本良則	〃	山本 良則	宇部市大字東岐波一六一〇

二 退任した役員  
 磯部 辰夫 山口市阿知須八五四の九  
 鈴木 直秀 宇部市大字東岐波花園二四〇五の一  
 正司 幸博 〃 〃 二二八三の二  
 上野 一志 〃 〃 花園二三六〇の五  
 西村 雅弘 〃 〃 前田一七三八  
 藤本 康洋 〃 〃 二四三九の六

土地改良区  
 下関市菊川町土地改良区  
 理事の別 林 哲也 下関市菊川町大字日新二三五  
 氏名 住 所

浅野 東雄 〃 菊川町大字久野一九三の三  
 松井 良男 〃 菊川町大字上大野四二〇  
 上野 幹成 〃 菊川町大字貴飯五五七  
 倍田 和紀 〃 菊川町大字吉賀一四五九  
 三浦 浩志 〃 菊川町大字轡井一九六の一  
 藤谷 徹也 〃 菊川町大字下岡枝五六八  
 窪田 良二 〃 菊川町大字上田部五六三の一  
 福永 孝雄 〃 菊川町大字上岡枝二九三  
 藤田 清實 〃 〃 四四二  
 宗田 正雄 〃 菊川町大字上保木七四四  
 今井 保弘 〃 菊川町大字檜崎七七四の二  
 西本 昭弘 〃 宇部市大字東岐波二五六一の三  
 松崎 清治 〃 〃 一六一八の一  
 山本 良則 〃 〃 一六一〇  
 磯部 辰夫 〃 〃 山口市阿知須八五四の九  
 鈴木 直秀 〃 〃 宇部市大字東岐波花園二四〇五の一  
 藤重 正治 〃 〃 山口市阿知須八二四五  
 上野 一志 〃 〃 宇部市大字東岐波花園二三六〇の五  
 西村 雅弘 〃 〃 前田一七三八



公 告

令和五年度山口県職員採用高校卒業程度試験の実施

令和五年度山口県職員採用高校卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和五年七月七日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察事務	二人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
土木	十人程度	知事部局(主として農林水産部及び土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(農林水産事務所、土木事務所等)における土地改良事業、土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局(主として土木建築部)の各課及び出先機関(土木事務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	二人程度	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林水産事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
機械	一人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
小・中学校事務	六人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 平成十四年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた者が受験できます。

ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（機械、電気及び小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験  
1 方法及び内容  
筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験（事務、警察事務及び小・中学校事務の試験職種に限る。）  
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験（土木、建築、林業、機械及び電気の試験職種に限る。）  
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

(3) 作文試験  
表現力、構成力等について、記述式により行います。

2 日時  
令和五年九月二十四日（日曜日）

(1) 事務、警察事務及び小・中学校事務  
試験室入室 午前十時まで  
教養試験 午前十時三十分から午後〇時三十分まで  
作文試験 午後一時四十五分から午後二時四十五分まで

(2) 土木、建築、林業、機械及び電気  
試験室入室 午前十時まで  
作文試験 午前十時三十分から午前十一時三十分まで

3 場所  
専門試験 午後〇時四十五分から午後二時四十五分まで  
下関市 下関市立大学  
山口市 山口県庁及び山口県警察本部  
周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験  
1 方法及び内容  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

2 日時及び場所  
日時 令和五年十月二十日（金曜日）から同月三十一日（火曜日）までの間  
で山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点  
第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験  
教養試験又は専門試験 五〇点  
作文試験 五〇点

(二) 第二次試験  
口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法  
(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。  
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合又は作文試験の得点が十二・五点以下の場合、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表  
(一) 第一次試験合格者  
令和五年十月六日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者



令和五年十一月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局においてその旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「高校卒業程度受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三三四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職

員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十五日(火曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学 物理学 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
建築	数学 物理学 情報技術基礎 建築構造設計 建築構造 建築計画 建築法規 施工
林業	森林経営 森林科学 測量 林産物利用
機械	数学 物理学 情報技術基礎 機械設計 機械工作 原動機 生産システム技術 電子機械
電気	数学 物理学 情報技術基礎 電気基礎 電気機器 電力技術 電子計測制御 電子技術 電子回路 通信技術 電気情報技術

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
事務	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
小・中学校事務	二人程度	市町立小・中学校における一般事務

二 受験資格

(一) 昭和四十五年四月二日から昭和六十年四月一日までに生まれた者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者(小・中学校事務の試験職種にあつては、就労可能な

在留資格を有するものを除く。）

- 2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容

全試験職種に共通の問題で、筆記試験による高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

- 2 日時

令和五年八月二十七日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

- 3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験を行います。

- 2 日時及び場所

日時 令和五年十月七日（土曜日）又は同月八日（日曜日）のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

山口市滝町一番一号

場所 山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

作文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が一定の得点未満の場合は、作文試験の採点を行います。この場合、教養試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験の得点が平均点の六割未満又は作文試験の得点が十二・五点以下の場合には不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年九月十五日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年十月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日（第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日）以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。  
 (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十九歳で高等学校を卒業した後に民間企業において十年間の職務の経験を有している場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級四十七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間  
 (一) 受験案内の請求  
 令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一  
 号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、  
 封筒の表に「就職氷河期世代受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った  
 宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四  
 センチメートルのもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み  
 インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。  
 なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをす  
 ることができない場合は、令和五年七月十四日(金曜日)までに山口県人事委員  
 会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項  
 身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し  
 ての希望事項がある者は、受験の申込の際に必ずその内容を入力してください。  
 なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職  
 員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参  
 照してください。

(四) 受付の期間及び時間  
 令和五年七月七日(金曜日)午前九時から同月二十七日(木曜日)まで  
 九 その他  
 この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください。

公 告  
 令和五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施

令和五年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。  
 令和五年七月七日  
 山口県人事委員会

一 採用予定人員	
区分	採用予定人員
一般	三人程度
武道指導	一人程度

二 職務の概要  
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交  
 通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。  
 三 受験資格  
 (一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

区分	受験資格
一般	平成二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者 平成二年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者。ただし、次の資格要件のいずれかを有する者に限りま す。 1 柔道の段位が二段以上の者で、全日本柔道選手権大会、全日本学生柔道体重別選手権大会、全日本学生柔道優勝大会又は全日本学生柔道体重別団体優勝大会のいずれかに出場したもの 2 剣道の段位が三段以上の者で、全日本剣道選手権大会、全日本学生剣道選手権大会又は全日本学生剣道優勝大会のいずれかに出場したもの
武道指導	

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。  
 1 日本の国籍を有しない者  
 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者  
 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者  
 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

四 其他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 実技試験(武道指導に限る。)

武道指導として必要な武道(柔道又は剣道)の技術及び技能を有するかどうかについて実技試験を行います。

(4) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上である

こと。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(5) 体力検査

職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和五年十月二十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査、口述試験及び実技試験

令和五年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十一日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

実技試験 六〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の

場合、実技試験の得点が二十四点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

(三) 第一志望を武道指導の区分とし第二志望を一般の区分とした受験者が武道指導の区分に係る第一次試験又は第二次試験において不合格となった場合、一般の区分の受験者として試験を受験したものととして、その可否を決定します。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年十月三日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一

号(郵便番号七五三―八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十五日(火曜日)まで

十四 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。

公告

令和五年度山口県警察官(男性)採用(B)試験の実施

令和五年度山口県警察官(男性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和五年七月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

二十六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成二年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた男性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

シャトルラン 四三回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和五年十月二十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査及び口述試験

令和五年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十一日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年十月三日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三三四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十五日(火曜日)まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)の実施

令和五年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第二回)を次のとおり実施します。

令和五年七月七日

山口県人事委員会

- 一 採用予定人員
- 二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は令和六年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市 山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和五年十月二十一日(土曜日)

(2) 体力検査及び口述試験

場所 山口県総合交通センター  
令和五年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十一日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。



五 配点  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。  
第一次試験  
教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年十月三日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちか

ら山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験案内請求」と朱書きし、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。

なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三〇四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。

なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年七月七日(金曜日)午前九時から同年八月十五日(火曜日)まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

令和五年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施

令和五年度山口県警察官(女性)採用(B)試験を次のとおり実施します。

令和五年七月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
十二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 平成二年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた女性が受験できます。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は大学等に在籍している者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 四 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容
    - (1) 教養試験  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

(2) 資格等審査

武道、情報処理、語学又は財務の分野に関し、一定以上の資格等を有するかどうかについて、当該資格等を有することを証する資料により審査を行います。

2 日時

令和五年九月十七日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 職務の遂行に支障がないこと。

その他 職務の遂行に支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 職務の遂行に支障がないこと。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び作文試験

日時 令和五年十月二十一日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査及び口述試験

令和五年十月二十三日(月曜日)から同年十一月二十一日(火曜日)のいずれかで、山口県警察本部長が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

資格等審査 一〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 三〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が十点以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和五年十月三日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和五年十二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等

受験者は、試験の得点及び順位を知りたい場合には、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日)以後、山口県人事委員会事務局において、その旨を申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和六年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級七号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じ支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和五年七月七日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(B)受験案内請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験案内は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により、受験の申込みをしてください。なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和五年八月四日(金曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和五年七月七日（金曜日）午前九時から同年八月十五日（火曜日）まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三一九三三〇一〇）に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和五年七月七日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本 泰治

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

サービス付き高齢者向け 住宅ケアハウス桜 宇部市大字西岐波二〇六八の一 令和五、六、一五



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和五年七月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用 IC カード

十五万六千六百枚

令和五年七月七日印刷  
令和五年七月七日発行

発行人 山口県知事

運転経歴証明書用カードベース	九百枚
運転免許証作成用インクリボン	七十八箱

三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
令和五年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社 DNP アイディシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号

六 契約金額

運転免許証用 IC カード	九百枚当たり三十一万七千七百九十円
運転経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十萬五千六百円
運転免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五萬四千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政